



平成 21 年 12 月 4 日

各 位

社 名 株式会社まんだらけ
代表者名 代表取締役社長 古川益蔵
(コード番号 2652 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理部長 川代浩志
(TEL. 03 - 3228 - 0007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 2 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 17 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業内容を追加するものであります。
- (3) 今後の業容拡大に備えて経営体制の強化を図るため、現行定款第18条(取締役の員数)に定める取締役の員数を、7名から12名以内に増員するものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の繰り上げ、その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~8. (条文省略) (新 設) (新 設)</p> <p>9. <u>上記各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 ~ 第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略) (条文省略)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿、株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務</u>は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料</u>は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>飲食店、喫茶店の経営</u></p> <p>10. <u>レンタルスペースの経営</u></p> <p>11. <u>その他一切の事業</u></p> <p>第3条 ~ 第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 ~ 第17条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第19条 ~ 第48条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第10条 ~ 第16条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ~ 第47条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所へ備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>当本附則第1条乃至本条は、平成22年1月5日までを有効とし、平成22年1月6日をもって本附則第1条乃至本条を削除するものとする。</u></p>

3. 今後の日程

平成 21 年 12 月 17 日 第 23 回定時株主総会開催
平成 21 年 12 月 17 日 定款変更の効力発生

以 上